

後期アッバース朝バグダードの暴力集団

——政治権力との関わりにおいて——

清水和裕

はじめに

後期アッバース朝、特にカリフ・ムクタディル（在位 AH295/AD908-320/932）の即位以降のバグダード社会は、食糧暴動や聖戦遂行を要求する暴動、スンナ派住民とシーア派住民による街区・宗派騒乱など様々な民衆騒乱が激化したことで知られている⁽¹⁾。

王朝の軍事力を掌握してムクタディルの治世を壟断した宦官ムニス以降、カリフはその軍事的な裏付けを失い、代わって軍の指揮権と行政権をともに与えられた大アミールが政治権力を行使した。同時に、ブワиф家、カルマト派、バリーディ一家、ハムダーン家などの各地の軍事勢力がバグダードに進出し、その多くは大アミール位を巡って熾烈な競争を繰り広げた。そして勝利者であるブワиф朝は、ダイラム軍とトルコ軍に支えられた軍事政権としてカリフ権に多大な譲歩を迫ったのである。バグダードの民衆騒乱は、この軍事支配制成立のなかで一気に広がりを見せている⁽²⁾。

このことは、バグダードの民衆運動を政治・社会体制の変革の中に位置づける必要性を示唆するが、そのために行われるべき作業のひとつとして、軍事支配体制の担い手である大アミールなどの政治権力と民衆運動の相互関係の把握と再評価があるといえよう。

バグダードの民衆騒乱を担った主体のうちでも、特にアイヤールーン‘ayyarūn やシュッタール *shuttār*、そして盜賊団 *lusūs* といった組織的な暴力集団による市中の支配、略奪、暴行などの活動は、権力者や富裕者に対する反権力的民衆運動の色彩が濃いとされてい

る。しかし、その一方で軍事政権との関係は必ずしも敵対的であったとは限らず、例えば「公的任務への参加」や「公権力による妥協、懷柔」といった言葉で表現されるように、時として親和的な関係を結ぶことがあった。反権力性とは相反するこのような関係の実態と意味について、従来の研究は必ずしも十分であったとは言いがたい⁽³⁾。そこで、本稿では、特に組織的な暴力集団を中心に、両者が親和的な関係を構築する事例について検討し、軍事支配体制下のバグダード社会における、民衆の暴力的な活動と政治権力との関わりについて考察する。

バグダードの暴力集団に関する研究は、主にアイヤールの性格に関する分析を中心に行われてきた。「若者らしさ futuwwa」を重んじる義賊的なアイヤール像を描き出したドゥーリー al-Dūlī とファハド Fahd に統いて、佐藤次高はアイヤールを「盜賊」「シュッタール」などとは別個の、「任俠心 futuwwa」をもった任俠無頼の徒であったと評価した⁽⁴⁾。この見解が幅広い支持を受けた結果、その後イランやシリアの「任俠無頼」に関する事例が検討され、彼らがフトゥッワの倫理に従って市中の秩序を維持し、弱者を保護する任俠としての側面と略奪者である無頼としての側面の両義性を持った存在であることが強調された。そこでは、彼らの行動は「任俠の精神を保持しているかどうか」で善悪両様に捉えられうるとされる⁽⁵⁾。

「任俠無頼」は確かに同様の集団に対する有効な分析軸である。しかし、このようにアイヤールなどの「任俠性」を強調する立場は、任俠とは無関係な他の集団とアイヤールの一体性や共通性を看過する可能性を生む。アイヤールが「イヤーラ ‘iyāra の有無によって」のみ他と区別されるのであれば、逆にその性格の共通性に着目し、「アイヤール」「シュッタール」「盜賊」「ズッアール dhu“ār」「アサビーヤの徒 ahl al-‘aṣabīya」「アーンマ」といった、史料の上では曖昧模糊として明確に分けることの困難な一連の暴力的な集団を、敢えて区別せずに検討することも必要である。本論における暴力集団とは、そのような集団に対して便宜的に適用した呼称であ

る。ときにはアイヤールを「任俠」「無頼」というある種の価値判断が含まれた言葉から解放することも、彼らを多角的な視野から検討するためには有効な手段となるであろう。なお、以下の論考において用いられる「暴力」という用語は、軍事力や武力を含む肉体的な戦闘力や他者を威圧する能力一般を意味しており、必ずしも反社会的な性格の暴力のみをさすものではない。

中世バグダードの民衆運動全般についてはラウース H. Laoust のハンバル派運動研究やボズワース C.E. Bosworth のバヌー・サーサーン Banū Sāsān 研究など数多くの研究がなされている。また特に包括的にこれを扱ったものとして、欧米研究者では、著名なカーエン CL. Cahen とサバリ S. Sabari の研究を挙げることができよう⁽⁶⁾。しかし、これらはいずれも都市社会に関する静態的な研究であり、アッバース朝期の政治社会変動という時代潮流には目が向かれておらず、また都市住民の主体性や自立性を強調するあまり、その権力との関係は等閑に付されている。また現地研究者の研究は数こそ多いが、その大部分が史料の記述を羅列的に整理したにすぎない。そのなかでファフミー・アブド・アッラッザク Fahmī ‘Abd al-Razzāq の著作は数多くの史料や事例を渉猟しており、現時点では最も網羅的に民衆活動を取り扱った研究であるが、これも分析的なアプローチはなされていない⁽⁷⁾。

1. イブン・ハムディーの盗賊団

ヒジュラ暦331年／西暦942—3年、バグダードとワーシトを結ぶチグリス河の水上交通路は、イブン・ハムディー Ibn Ḥamdī（もしくはイブン・ジャムディー Ibn Jamdī）と名乗る盗賊たちに脅かされた。当時バグダードから南下、ワーシトを経由してバスラに至る、いわゆるバスラ道は、ペルシア湾からインド洋に広がる海上交通網、ワーシトから東方のイラン南道、バスラからアラビア半島を横断しメッカに至る巡礼路の3道を束ねる、極めて重要な交通路であった。イブン・ハムディーはこの交通路を襲撃することによって莫大な富を手にしたが、この事態を憂慮した政府は、再三にわたって

討伐隊を派遣し、その郎党を捕らえては公開処刑に処した⁽⁸⁾。しかし翌332年になると、彼とその盗賊団は今度はバグダードに現れ、盛んな略奪活動を繰り広げたのである。

イブン・ハムディーは『千夜一夜物語』に登場する義賊アフマド・アッダナフ Ahmad al-Danaf のモデルとなったとも言われるほど著名な盗賊であり、後世においては義俠心に富みフトゥッワに優れた盗賊としてのイメージが強い⁽⁹⁾。

現在に知られているイブン・ハムディーに関する史料は、1)スリー、2)ミスカワイフ、3)タヌーヒーの伝える、主として3系統に分類が可能である。このうちフトゥッワに富んだ義賊としてのイブン・ハムディー像は逸話集である3)にのみ現れる。この話は「バグダード在住のある商人 ba'd al-tujjār al-Baghdādiyīn」の語った体験談を伝えたものであり、義賊としてのイブン・ハムディーのイメージが遅くとも、タヌーヒーの死去した384/994年までには形成されていたことをうかがわせる⁽¹⁰⁾。

一方、1)335/945年没のスリーはこの人物と同時代のバグダードの宮廷文人である。また2)421/1030年没のミスカワイフは没年こそ遅れるものの、散逸したサービト・ブン・スィナーン Thābit b. Sinān (365/974年没) の年代記に多くを拠っており、史料的な価値は他に劣るものではない⁽¹¹⁾。ミスカワイフ以降のイブン・アルアシール、ハマダーニー、イブン・タグリービルディー Ibn Taghribirdī などは、みなこの2)の系統の記述を採用している。そして、これら2系統の記事からは、義俠心とは全く無関係にバグダードの街を混乱に陥れ、政府の高官と癒着する奇妙な盗賊の姿が浮かび上がるるのである。

まずスリーは、331年から332年にわたる彼のワーシトでの活動について報じた後、

アイヤールであるイブン・ジャムディー（イブン・ハムディー）が現れた。彼は昔仲間とともにシャウク小路門の金物市場周辺で荷担ぎをやっていたが、やがてバグダードで盗賊になった。
アブー・ジャーファル・ブン・シールザード Abū Ja'far b.

Shīrzād は彼にワーシト街道を委ね、賜衣を賜った。またアブー・ジャーファル・ブン・シールザードは商人たちから財産を奪ったので、それら商人の多くは姿をくらました。

と述べる⁽¹²⁾。当時大アミールのトゥーズーン Tūzūn の書記としてバグダードの実権を掌握していたイブン・シールザードは、さらにこの年、イブン・ハムディーを差し向けて、アブー・アルフサイン・ブン・ムクラ Abū al-Husayn b. Muqla の財産を奪った。この時イブン・ハムディー本人はイブン・ムクラの館に立ち入り、そこにあるすべての物を入手したという⁽¹³⁾。さらに同年の記事として

バグダードの警察長官、アブー・アルアッバース・イスクールジュ Abū al-'Abbās Iskūrūj はイブン・ジャムディーを登用していた。それによって盗賊行為のすべてを妨害し、失敗させ、それについて知識を得ようと望んだのだった。[ところが] 彼はその郎党を人々の許に送り込み、毎日大事件を引き起こし、財産を略奪し、強奪していた。イスクールジュは彼がすべての元凶であると悟り、大アミール・トゥーズーンの許に一再ならず上申がなされた。

とあり、この結果イブン・ハムディーは処刑されたという⁽¹⁴⁾。

次にミスカワイフに拠れば、

この年サファル月イブン・ハムディーと呼ばれる盗賊が現れた。彼は御上 al-sultān を弱らせていたのだが、イブン・シールザードは彼に賜衣を与え、軍籍に登録した。そして、彼とその郎党が盗んだ物のうちから毎月15000ディーナールを [上納] することで合意し、その旨一筆を入れた。これは実行に移された。

とあり、その後イスクールジュが、盗賊イブン・ハムディーを捕らえ、胴を二つ切りにした事を伝える⁽¹⁵⁾。「彼等の悪事はバグダードを引き裂き、人々は夜になるとトランペットを持って警戒に回り、彼の強奪を恐れて夜も眠れないほどであった」という表現から、彼らの活動の様子を知ることができよう。また同系統のイブン・アルアシールの記事は、イブン・シールザードがイブン・ハムディーに

アマーン（安全保障 amān）を与えたことを伝え、また両者の契約に対して「こうして彼の悪事がはびこった。このようなことは前例がなかった。」と驚嘆のコメントをつけ加えている⁽¹⁶⁾。

さて、以上2系統のイブン・ハムディー像には若干のズレを認めることができよう。すなわち、スーリーの伝えるところに拠れば、イブン・ハムディーは

- 1) イブン・シールザードにワーシト街道を委ねられ、賜衣を与えられる。
- 2) 彼の代理としてイブン・ムクラの財産没収の任に当たる。
- 3) イスクールジュによって盜賊行為の情報提供のために登用される。
- 4) 郎党を送り込んで財産略奪に励むが、イスクールジュの示唆によって処刑される。

一方、ミスカワイフの伝えるところに拠れば、彼は

- 1) イブン・シールザードによって軍籍に登録され、賜衣を与えられる。
- 2) 盗賊行為の収入のうちから毎月一定額をイブン・シールザードに上納する。
- 3) 強奪によって人々の安全を脅かすが、イスクールジュによって処刑される。

このように見てきた場合、上記の内容のうち顕著に異なっているのはスーリーの(2)(3)とミスカワイフの(2)に相当する内容である。

ここで注目すべきなのは、スーリーの伝えるように富裕者の財産没収を担当することと、ミスカワイフの伝えるように両者が癒着し、盜賊行為を公認する代わりに上納金を要求することは、表現こそ異なれ、現象としては結果的に同じであるという事である。すなわち、ここではイブン・ハムディーの盜賊団という暴力集団が、権力者によってその存在と活動を公認される代わりに、権力による財産収奪の実行を担当し、権力装置の中に組み込まれているのである。この現象を正当化する立場から見ればスーリーのような表現に

なり、批判的な立場から見れば、ミスカワифの語る癒着の構図ともなるう⁽¹⁷⁾。

タヌーヒーの逸話に登場する義賊的なイブン・ハムディーは「知っての通り、イブン・シールザードはバグダードで人々の財産を没収して、人を貧乏にしていやがる。……つまり、俺たちは奴等と同じで、奴等と同じにお前から財産を没収しようとしているだけだと思ってくれ」と自己正当化の弁を語っている⁽¹⁸⁾。このことは、権力者による財産没収と盜賊による略奪を同じ性格のものとみなす、当時の人々の認識の一端を示しているといえよう⁽¹⁹⁾。もっとも現実においてはイブン・ハムディーこそがイブン・シールザードの財産没収の執行者であったのである。イブン・シールザードはイブン・ハムディーの死後も、密告者を用いて盛んに財産の没収を行い、これによって街は荒廃したという⁽²⁰⁾。

いずれにせよ、ここには、権力者が盜賊團を軍籍登録や賜衣の授与といった手段で公認し、その暴力をもって個人の財産を収奪するという状況がみられるのである。

さらにそれ以外にも、この事例にはいくつかの注目すべき点が見受けられる。

- 1) 警察長官が彼を盜賊に関する情報提供者として利用しようとしていること。
- 2) 上記の公認の結果、彼らの略奪活動はより激化し、市中に混乱が生じていること。
- 3) 彼が元来盜賊として活動領域にしていた、バグダードとワーシト間の交通路を任せられていること、などである。

以下ではこれらの諸点を、この時代のバグダードの暴力集団と政治権力との相互関係の文脈中に位置づけてみたい。その結果イブン・ハムディーの事例は決して特殊ではなく、当時の民衆活動の流れの中で生じた典型的な例にすぎないことが明らかとなるであろう。

2. 政治権力と暴力集団の諸様相

①タウバ（悔悟）

盜賊やアイヤールなどを含む民衆レベルの暴力集団と、軍事力に裏付けられた大アミールなどの政治権力の関係を考える上で、まず注目されるべきは「タウバ al-tawba」という概念である。タウバとは「悔悟」の意であり、イスラームにおいては「神への改悛」すなわちイスラームへの入信もしくは信仰への復帰を意味している⁽²¹⁾。このようなタウバは内面の問題としてスーフィズムにおいても修行者の神秘的階梯の第一段階に位置づけられたが、同時に社会制度的な側面も有していた。

アラブの代表的な詩人ムタナッビー（354/955没）は、その綽名の示すように一時シリアのカルブ族とキラーブ族に対して預言者を自称し宣教活動を行ったが、獄中において処刑寸前に「タウバを勧められ ustatib，タウバしていることが証言されたうえで解放」されたという⁽²²⁾。このように異端信仰者が、いわゆる正統信仰に復帰することを獄中において強制され、証言者による保証のうえで解放されていることは、権力によるタウバ強制のシステムが存在したことを見ている。そして支配権力によるこのような制度が、「神へのタウバ」のみならず「権力へのタウバ」すなわち反権力行為の放棄を強制させるシステムとしても機能しうることは注目されるべきであろう。

アブー・ユースフは『租税の書』Kitāb al-Kharāj のなかで、ハッド刑に処する必要のない犯罪者に対して、彼らがタウバを示すまで拷問及び長期間の禁固に処することを主張している⁽²³⁾。このように盜難、略奪、巡礼襲撃、預言者の僭称といった反権力的な行為に対して権力者は、制度的な刑罰体系をもって反権力活動の放棄を強制した。また悪行の限りを尽くす盗賊が警察長官に勧められてタウバし、織物商など過去の生活と全く断絶した生業を得る物語のパターンは逸話文学などに典型的に見ることができる⁽²⁴⁾。権威 haiba をもって社会の秩序と安定を保つことは権力にとって常に重要な課

題であったのであり、その意味で反権力的な行動と反社会的な行動は、権力側に視点をわけば差違はなかった。犯罪者が盜難などの反社会的な不法行為を悔い改めることは、彼らの内面の問題を捨象すれば、権力に対して反権力行為を放棄することに他ならないのである。そして、民衆レベルの暴力集団にみられるタウバの内実とは、このような強制もしくは自由意志による「権力へのタウバ」であったと考えることができる。

425/1034年ターリブ家のナキーブ *naqib al-Tālibiyin* であるムルタダー *al-Murtadā* は当時市中で活動を行っていたアイヤール達に對してタウバを勧め、それを受け入れる者には彼がその生計に責任を持つこと、またスルターンに仕えることを希望する者に対しては、市中警備監督 *ṣāhib al-balad/ṣāhib al-ma‘tūna* の部下として採用することを表明している⁽²⁵⁾。また424/1033年に大アミール、ジャラール・アッダウラ *Jalāl al-Dawla* が俸給に不満を持つ奴隸軍人たちに拉致された際には、武将アブー・アルワファー *al-qā’id Abū al-Wafā’* に率いられた「20名の館のグラーム *ghulām dāriya*, 館のハーシヤ *hawāsh al-dār*, 民衆 *al-‘āmma*, そしてタウバしたアイヤール *man tāba min al-‘ayyārīn*」が奴隸軍人を強襲して彼を救出している⁽²⁶⁾。さらに425/1034年には宮廷でファッラーシュ（従士 *farrāsh*）として働いていた「タウバしたアイヤール *al-‘ayyārān alladhbāni kānā tābā*」のイブン・イスファハーニー兄弟が同じく宮廷で働いていたアイヤールたちと示し合わせてシア派を挑発し、カルフ地区を中心とした街区闘争を引き起こした⁽²⁷⁾。

このように年代記史料に現れる「タウバした者達」の特徴は、その暴力性を失っていないことであろう。彼らは公にはタウバによって反権力的行動を放棄したと見られるが、その本質である暴力性は保持し続けた。そして、状況に応じて「軍」「警察」など権力の暴力装置に組み込まれ、権力者に使用された。421/1030年に市中警備監督に任せられたイブン・アルナサウイー *Ibn al-Nasawī* がアイヤールに市中警備や武器庫番を任せたのも同様の経緯である⁽²⁸⁾。さらに、時代は遡るがハールーン・アッラシードの軍には、元サーアー

リーク（無法者 *ṣā'ālik*）でありながら、タウバして軍籍に登録されたバクル・ブン・アルナッターフ Bakr b. al-Nattāḥ の姿を見ることができる⁽²⁹⁾。

一方、カリフ、ムータディド（在位279/892-289/902）の時代には「タッワーブーン *al-tawwābūn*」と呼ばれる、より興味深い存在があった。マスウーディーに拠れば

タッワーブーンとは、歳をとりタウバした様々な盗賊達のシヤイフ達である。彼らはひとたび事件が起こると〔その手口から〕誰がやったかを知り、それを〔警察に〕教えるのである。

また、おそらくは盗賊達と戦利品を山分けにしていた。

という。ムータディドはある盗賊を正式にタッワーブーンとして採用し、月10デイーナールを支払うことを約束しており、タッワーブーンが毎月の俸給を支給される公的な存在であったことが知られる⁽³⁰⁾。また彼は284/897年に宮廷を改築した際、獄中の盗賊達にその警備体制をチェックさせて万全を期したという⁽³¹⁾。

このようにムータディドの統治下では、タウバした盗賊の一団が、情報提供者として、その盗賊としての経験を生かして権力に協力していたが、このようなタッワーブーンの機能は、警察長官イスクールジュがイブン・ハムディーに望んだ機能と全く同じである。また、彼がイブン・シールザードの財産収奪の仕組みに組み込まれたことも「タウバし、公権力に奉仕した者達」の姿と一連のものとして捉えられる。タウバによって反権力行動を中止することは、時に彼らが支配者の暴力装置に組み込まれることをも意味したのである。

②有力者による保護

タウバによって反権力活動を放棄していない暴力集団においても、何らかの形で権力や有力者と結びつく例は数多く目にすることができる。

宮廷文人であったスーリーは、その年代記中にいくつかの個人的な記録も書き残しているが、330/941年に彼が一時市中に身を隠し

ていた際、「彼の隣人 *ba‘d jīrānī*」が一団のアイヤールや「浴場や店舗に住みついているような輩」を集めて金を与え、スリーーの政治的立場を中傷する噂を言い触らせた。さらにその直後には、彼らをスリーーの果樹園に送り込んで荒し回らせたという⁽³²⁾。これはおそらく政治的な意図から有力者がアイヤールなどの暴力集団を私的な闘争に用いた好例である。より直接的な例としては、389/999年にイブン・ラフザード *Ibn Rahzād* が市中警備監督のイブン・ハドハド *Ibn Hadhad* と対立したあげく、アイヤールを用いて彼を殺害したと疑われた事件、415/1024年宰相アブー・アルカーシム *Abū al-Qāsim* がアイヤールを手なずけてカリフのハージブ、イブン・アビー・アリー *Ibn Abī ‘Alī* を暗殺した事件などがあり、金銭などとひきかえに有力者に暴力を提供する集団の姿を見ることがある⁽³³⁾。

一方、有力者とこれらの暴力集団の間には、金銭関係のみならず保護=被保護関係があったことも注目に値しよう。

392/1000年に発生したバグダードの街区騒乱は、アイヤールの積極的な活動を呼び起したが、このアイヤール集団の中にアリ一家とアッバース家の子弟が参加していた。彼らは新任のバグダード総督アミード・アルジュユーシュ *Amīd al-Juyūsh* によって公開処刑に処されたが、この時彼らと共に処刑されたなかに「トルコ系の宮廷陪臣 *al-hawāshī al-atrāk*」と呼ばれる有力者たちの姿が見られる⁽³⁴⁾。また426/1035年にバグダード市内を荒し回ったアイヤールたちは警察長官と鋭く対立したため、昼間は「トルコ人や陪臣」の館に隠れて警察の追及を逃れ、夜間になるとそこから出て活動を行った。この「盜賊」たちは、街区を通過して運ばれる飲料水に「保護料 *khifāra*」を課し、説教師から金を取り、ラマダーンの昼間から堂々と食べ物を食べ酒を飲んだが、このような非道な振る舞いには「全てトルコ人や陪臣の同意を取り付けており、カリフには支配権がない」状態であったという⁽³⁵⁾。このように史料上「アイヤール」「盜賊」と呼ばれるこの集団は、「トルコ人と陪臣」と呼ばれる有力者集団によって警察から保護され、またその同意の下に略奪

な活動を行っていた。

これらの事例には有力者が暴力集団から得ていた具体的な利益は明らかではないが、それでも、暴力集団が暴力の専門家として暴力を提供するのと平行して、ときに有力者が彼らに公的および私的な保護を提供していたことが確認されよう。

このような保護の提供に関しては上述の公開処刑の際、有力者のもとに庇護を求めて逃げ込んだアイヤールがいたことからも裏付けられる。そのうちアリ一家出身のアルカラーミー al-Karāmī はハサン・ブン・ヤフヤー Hasan b.Yahyā の息子に保護を求めて断られた一方で、一介のアイヤールであるアブー・ムサーフィル・アルアイヤール Abū Musāfir al-‘Ayyār はアミーン・アブー・アブドッラー al-Amin Abū ‘Abd Allāh の館に逃げ込んで保護されている⁽³⁶⁾。追手は主人のいない隙にこの館に押し入ってアブー・ムサーフィルを捕らえたが、これに憤慨したアミーンは総督アミード・アルジュニーシュに強硬に抗議を繰り返した。このことは、両者の保護＝被保護関係が、決して秘められたものではなく、公然たるものであったことをうかがわせる。

このような暴力の提供と保護の提供に基づく保護＝被保護関係の形成もまた暴力集団と有力者の間に結ばれる関係の重要な側面を示していると考えられよう。

③「軍事力」としての民衆暴力

ここまで見てきたように相互関係がさらに鮮明かつ大規模に現れるのは、これらの暴力集団が、公的な「軍事力」として使用されるケースであろう。

このような事例の最初期のものとしては、196/810年にマームーンによるバグダード包囲に抵抗したアイヤール軍や、251/865年にバグダード総督アブー・ターヒル Abū Tāhir の指揮下でアトラークによる包囲軍と戦ったアイヤール軍の存在がよく知られている⁽³⁷⁾。これらは擬似的な軍隊制度を持ち、粗末な武装で戦う市民軍的な性格を持っていたと言われる。一方、権力者による暴力集団の組み込

みという点でより興味深いのは、247/861年カリフ、ムタワッキルの宰相ウバイドッラー‘Ubayd Allāh b. Yahyā b. Khāqān が登用 *iṣṭana‘a* した新軍団であろう。この軍団は「約2万名のアラブやサアーリーク」「ウバイドッラーの郎党 *ashāb* であるアブナー（アッバース革命を担ったホラーサーン軍の子孫 *abnā‘*）、アジャム（非アラブ‘ajam），アルメニア人，野盗 *al-zawāqīl*，アラブ，サアーリークその他」からなり、サーマッラーの実権を握るアトラーク軍団に対抗するために創出されている⁽³⁸⁾。

大アミール制の成立期には、政治的混乱に呼応するかのように、こういった動きはさらに頻繁に見られるようになる。すなわち325/935年にはパリーディ一家との紛争の中でバグダード総督ルル *Lu'lū'* がアイヤールやアサビーヤの徒 *ashāb al-‘asabīya* を組織してその一部を軍籍に登録し、327/937年には大アミール位をめぐる闘争に際してバグダード入りした武将イブン・ラーイクが、カルマト派や奴隸軍団であるフジャリーヤやサージーヤとともにアイヤールを武力として採用し、ディーナール（金貨 *dīnār*）を与えている⁽³⁹⁾。330/940年にはバグダード進出を試みるバスラのパリーディ一家に対してカリフ、ムッタキーがアーンマ（民衆‘āmma）に助力を呼びかけた。すると、アーンマや「抜き身の短剣を携えた」アイヤールがイブン・ラーイクの許に集合し、戦闘で多数が死亡した⁽⁴⁰⁾。332/942年にはイブン・シールザードがアイヤールに武器を与えて軍籍に登録したところ、彼らはダイラム軍と戦闘し、その上陸を防いでいる⁽⁴¹⁾。イブン・シールザードは334/944年にもアーンマとアイヤールを採用してブワイフ家のムイッズ・アッダウラと戦っているが、それ以前ハムダーン朝と戦うためにもアイヤールを登録していたといい、彼によるアイヤールなどの軍籍登録は一時的なものではなく、少なくとも一定期間にわたって継続されていたと推測できる⁽⁴²⁾。

政治権力による暴力集団の大規模な登用は、サーマッラー時代や大アミール制成立期といったバグダードにおける軍事的な空白期に多く見られるのが特徴であるが、ブワイフ朝にあっても大アミー

ル・バフティヤール Bakhtiyār の失政による軍事的な弱体化の時代に、登用の例が見られる。すなわち361/970年に彼が武将サバタキン Sabaktakīn に命じて、ビザンツに対する聖戦に参加するようアーンマに呼びかけたところ、多数のアーンマが手に武器を持ってあらわれた⁽⁴³⁾。またサバクタキンはこの直後に反乱を起こしたが、すると今度は彼を支持するスンナ派のアーンマが彼のもとに集合したので、彼はこの集団のリーダーたちに賜衣を与え、指揮官を任命して軍隊編成を行った。そのうちの一部は実際に戦闘に参加し戦死している⁽⁴⁴⁾。

以上と関連して、窮地に陥ったカリフが最後の戦力として、民衆の潜在的な軍事力を利用しようとしたことも見逃すことはできない。

サマッラーにおいてアトラーク軍団と戦って敗れたムフタディー や、將軍ムニス Mūnis al-Khādim の反逆軍に敗れたムクタディルなどのカリフはいずれも敗走する軍中に孤立して、僅かなアーンマやアイヤールを率いたまま、民衆の助けを得ようと参戦の呼びかけをしつつ非業の死を遂げている⁽⁴⁵⁾。彼らはあるいは首にコーランを懸け、あるいは神への誓言を唱えながら、人々al-nās に「お前達のカリフのために戦うよう」呼びかけたのであり、ムフタディーはそのために牢を開放し入牢者の助けを得ようとすらした。同様にクーデターによってわずか1日だけカリフ位についたイブン・アルムータッズは反動クーデターから逃亡する際、「アーンマよ。お前達のスンナ派バルバハーリー派のカリフのために祈れ」と呼ばわらせたという。バルバハーリー al-Barbahārī は当時バグダードの民衆に大きな影響力を誇ったハンバル派の指導的ウラマーであり、全てを失ったあの最後の戦力として民衆に期待せざるを得なかつたカリフの姿を端的に示している⁽⁴⁶⁾。また大アミール・ジャラール・アッダウラ Jalāl al-Dawla は俸給に不満を抱く奴隸軍人たちに拉致された際に、カルフ地区のアーンマやタウバしたアイヤールに救われたのみならず、その後カルフ地区に逃げ込んで、軍人達の手から守り抜かれたが、その事例にも最後の潜在的な軍事力として民

衆に頼る権力者の姿が現れていると言えよう。彼を拉致した軍人たちは、その当初からカルフのアーンマの力を恐れ警戒していた⁽⁴⁷⁾。

このように民衆レベルの暴力集団は、軍事力の空白期や危機的状況において、権力者によって軍事登録され、編成されているが、さらにこのような暴力集団の基盤である民衆自体が、常に潜在的な軍事力、暴力の源泉でありつづけたのである。

3. 暴力集団の公認

上述したようにサバクタキーンはバフティヤールの指示に従って、民衆に対して聖戦参加を呼びかけたが、その際集合したアーンマに武器所持を公認した結果、内戦が発生したことは興味深い。

アッバース朝期の民衆にどの程度武器所持が一般化していたかを知ることはできないが、330/942年と373/983年にはあい続く民衆騒乱に対して武器所持の禁令が出されたことからも、支配者側は民衆の武器携帯についてある程度制限を加える意志を持っていたことがうかがえる⁽⁴⁸⁾。ところがシブト・イブン・アルジャウズィーによれば、

イッズ・アッダウラ‘Izz al-Dawla [バフティヤール] がハージブ（侍従 *ḥājib*）のサバクタキーンに人々 *al-nās* に聖戦への助力を求めるように命じ、[サバクタキーンが] これを公布して、[人々が所持して] 現れた装備や武器を公認 *tahhara* すると、事態がひっくり返った。バグダードの人々はふたつに分かれ、戦闘に武器を抜く道を見いだした。一説に拠ればサバクタキーンは、ビザンツ [との戦い] に持参するようにと彼らに多くの武器を配ったが、いざ武器を手にすると内戦が発生した。という。その後この内戦を終結させようとする行為が裏目に出で、アイヤールやシュッタールがバグダードで館や女性を襲うようになったと伝える⁽⁴⁹⁾。この事件はその後4年間にわたる街区闘争と反乱、内戦そしてアイヤールや盗賊の活動を導くきっかけとなった。

ここでサバクタキーンは、アーンマが持参してきた武器・武装を公に認可し、さらに聖戦に携帯するべく多くの武器を配布したので

あり、その後発生した内戦は武器の公認と配布が直接の原因であったとされている。同様にマームーンに包囲されたアミーン軍やアトラーク軍に包囲されたアブー・ターヒル軍などでも、アイヤールに対する武器の配布が行われた⁽⁵⁰⁾。またイブン・シールザードが軍籍登録したアイヤールは投石具を使用しているが、これもおそらく彼が配布したものであろう。

政府が民衆の武器所持を認め、さらに積極的に武器を配布することは、まさしく彼らの暴力を「軍事力」、すなわち「公の暴力」として「公認」することに他ならない。権力による公認とは、彼らが暴力を保持し、行使することを認めることである。そしてこれは、本来軍事力と警察力という公の暴力を一手に担うことによってその支配力を維持する政治権力が、民衆レベルの暴力集団の存在自体を容認してしまうことでもあった。

同様に、イブン・ラーアイクやイブン・シールザードが行ったように、アイヤールやアーンマを軍籍に登録し採用することもまた、彼らの暴力を公認することを意味する。従来、特にアイヤールのこのような戦闘参加に関しては、民衆によるバグダード防衛という市民軍的な側面から語られることが多かったが、彼らに「ディーナールが与えられ」「軍籍に登録」されたという事実にも注意が払われるべきである。このことは彼らのようなアウトサイダー的暴力集団が、公的に軍事力として採用され報酬が与えられたこと、そしてこれによって、その暴力行使が公認されたことを意味する。

著名な逸話集の著者タヌーハーの父親であり、その逸話の多くを彼に伝えたアリー・アッタヌーハー‘Ali al-Tanūkhiはあるとき盜賊團に襲われたが、その首領カルヒー al-Karkhīは、彼が昔住んでいた館の門番の息子であった。この時カルヒーは彼に対して「私は大人になりましたが、武器を扱うこと以外は習いませんでした。バグダードにやって来て軍務の登録をしてもらおうと思いましたが、誰も受け付けてくれません。結局、私はこの男たちに加わって追い剥ぎをやるようになりました。もし御上が私を公平に扱って、この勇気に相応しい場所に使ってくださいましたならば、私の仕事

にさぞやご満足され、私もこんなことをする羽目にはなりませんでしものを」と訴えている⁽⁵¹⁾。

同じタヌーヒーの伝える義賊的なイブン・ハムディーの逸話の中でも、信憑性は薄いものの、彼が「リズク（俸給 rizq）を落とされた」、すなわち軍籍を奪われたから盗賊になったのだと語ったと伝えるものがある。こういった彼らの言葉は軍人としての能力を持つ人々が、軍に採用されないがゆえに浪人化し、民衆レベルの暴力集団に吸収されていく状況を語っており、少なくとも、そのような状況が存在するという当時の知識人たちの認識を示している。

いわゆるマームーンとムータシムによる新軍団の創設は、旧アッバース朝軍から遊離した私的な軍事集団の創設であり、職業的なエリート軍の成立であった⁽⁵²⁾。軍事支配体制への転換を背景とするこの新軍団の形成は、同時に、アブナーやアラブなど、既存の軍事要素の否定をも意味した。ハルビーヤ地区 al-Harbiya に居住する正規軍の姿は、ムータシム以降徐々に消えていくが、これは支配権力を支えるエリート的な軍事集団が、それ以外の階層と遊離しつつ、彼ら以外の集団の軍事能力を否定していった結果であると思われる⁽⁵³⁾。そして、この過程によって切り捨てられた旧来の軍事階層は解体没落し、従来は軍団の下級兵士として軍に吸収されていた人々もまた、その行き所を失ったであろう。

上記の逸話に見られる盗賊達の言葉は、このような王朝軍の変質によって本来の行き場を失った人々の状況を反映したものであると思われる。そしてまたそれは、彼らのように暴力を生計と社会的な自己表現の拠り所としていた人々にとって、軍籍に登録されることがいかに重要な意味を持ったかをも示している。イブン・ライクらが軍籍登録によって暴力集団の公認を図ったことの意味は、彼らのおかれたこのような状況のうちにも読みとれるであろう。

このように民衆レベルの暴力集団にとって、権力との関係の核心は、自らの暴力を提供することによって、その存在自体と暴力の保持や行使を公認されることにあったのである。そして、それはまた常に権力との緊張関係にあり続けたこれら暴力集団が、逆に権力に

よって公然と保護されることをも意味していた。

4. 公認の結末

しかし、このような形で彼らの存在が公認されたことは、同時に、彼らの暴力性を無秩序に発現させる口実やきっかけを与えることにもなった。

327/939年イブン・ラーイクは大アミールのバジュカム Bajkam がモースルに移った隙についてバグダードに入城し、すぐさま子飼いのカルマト派軍にリズクを加増して与え、

また彼はアイヤールの人々qawm を採用し、彼らに1ディーナールづつを与えた。またサージーヤとフジャリーヤが彼の下にやって来たので、これを受け入れてその要求に応えることを約束した。そしてアブー・アルカーシム・アルカルワザーニー Abū al-Qāsim al-Kalwadħānī のもとへ人をやって、彼が御上のために集めていた財産を奪った。こうしてアイヤールが市中を掌握した。

これ以降、アイヤールはバグダード市内を荒し回り「モスクや路上の人々al-nās の衣服を奪った」が、この状況はバジュカムがバグダードに帰還しイブン・ラーイクをシリアに追放するまで続いたのである⁽⁵⁴⁾。

この事件からはイブン・ラーイクによるアイヤールの公認とその活動の激化の関連が明瞭に読みとれるが、イブン・ラーイクの行動は330/942年にも再び騒乱の契機となっている。すなわち彼はムッタキーの指示によってバリーディ一家と戦うためにアーンマなどを集めたが

彼は [このように] アーンマを扇動しその一部を採用したが、このことが理由となって彼らの間に党派心 al-‘asabiyāt が広がり戦闘が生じた。西岸は内乱状態となりバティーア館 dār al-Batīha に隣接するタービク運河地区 nahr Tābiq が焼けた。昼夜となく財産家が略奪され、昼も夜も人々は助けを求めた。平然と殺し合いが行われ、牢が破られ、内乱が続いた。

という⁽⁵⁵⁾。このパターンは、①カリフまたは大アミールによる戦闘参加の呼びかけ、②アイヤールとアーンマが武器を携帯して集合、③彼らの武将による採用と公認、④党派心の発生、⑤内戦と略奪の拡大、という点で、サバクタキーンの事例と細部まで似通った経過をたどっている。この事実は、民衆の暴力保持を公認することが彼らに内戦を引き起こす契機を与えることをよく示している。

一方、この同じ事件をスーリーが伝えるところに拠れば、ムッタキーの指示の後、

そこでイブン・ラーイクはアイヤールを招き集めたが、これは大きな誤りであった。[バリーディ一家がバグダードに近づくと] アイヤールは牢を開いた。これはイブン・ラーイクの行為が招いた結果であり、バリーディ一家が [バグダードに侵攻して] 行おうとしたことに道を開いたようなものである。というのは、アーンマの害がひどくなり、彼らが商人や家主を襲撃したからである。

このようにスーリーは、イブン・ラーイクによるアイヤールの公認が市中の無秩序状態を招き寄せた直接の原因であるとして、これを強く非難している⁽⁵⁶⁾。

さらに先述のとおり、イブン・ハムディーが賜衣を与えられ軍籍に登録されて、公認された結果、バグダードは彼の盗賊団の昼夜の区別のない略奪によって脅かされつづけた。

このように、ヒジュラ4世紀のバグダードを特徴づける宗派街区闘争やアイヤール、盗賊の略奪行動には、これらの暴力集団が権力によって公認されたことをきっかけとするものが少なくなかったことを指摘できるのである。

これと関連してさらに興味深いのは、420/1029年にカルフ地区に現れ数名の歩兵や武器庫番を殺害したアブー・ヤーラー Abū Ya'lā al-Mawṣili と彼の率いるアイヤールたちが、自分たちを [ウカイル朝君主] カマール・アッダウラ Kamāl al-Dawla Abū Sinān が、市中を守りスルターンのお役に立つために自分たちを派遣したのである」と称していたことである⁽⁵⁷⁾。果たしてこれが真実であるか

どうかは不明であるが、ここで重要なのは、彼はこのように自称することによって、自分たちの行為の根拠や正当性を、支配者による公認という形で主張していることである。

すなわち、このような民衆の暴力集団は、その暴力行使を公認、保護されることによって、自分たちの暴力行為（略奪、犯罪、殺人など）の正当化を図った側面も存在するのである。公認を契機として発生する無秩序状態は、この直接的な結果であったと考えられる。自らが権力を後ろ盾とし、公認されているという自覚こそが、彼らを過激な内戦や略奪に走らせたと言ってもよいであろう。

本来、その暴力ゆえに権力との絶えざる緊張関係にあったこれらの集団は、その能力を公認されることによってはじめて、有力者や支配権力にとって「利用可能な武力」たり得た。しかし、それとは裏腹に、ときにこのような暴力保持の公認は、彼らの本来的な暴力活動そのものをも公認し正当性を付与する、少なくともそのような自覚を与える結果ともなりがちであった。言い換えれば、権力は自らにとって有用な能力を得るために、彼らの存在や彼らの反権力的また反社会的行為そのものを公認する結果に陥った。また、イブン・シールザードとイブン・ハムディーによる市民の財産没収や、「トルコ人や陪臣」によるアイヤールの保護に見るよう、権力側が意図的に公認した暴力行為そのものが、反社会的な色彩を持ち、社会的な混乱をもたらすことすらあったのである。

おわりに

ここまで、本来反権力的性格の濃厚な民衆の暴力集団と政治権力の関係を、あえてその親和性に注目して検討してきたが、ここで明らかになったのは、彼らが権力者による公認を通じて、その暴力を提供する姿であった。

権力者は軍籍登録の他、武器の配布や所持の承認、また時にはタウバを勧めたり保護を与えることによって、民衆内における暴力の存在そのものを公認した。これによって彼らは、これらの暴力集団を自らの公的な暴力装置の内に組み込むことに成功し、それを非常

時の戦力や空白期の軍事力、暗殺、謀略などの私的闘争の道具、財産押収の際の武力として利用することができた。

一方、暴力集団の側には、その存在や暴力の行使を公認されようという欲求が認められる。これは、まず権力や有力者の保護を受け、またその力を背景として活動自体を拡大し、正当化しようとする欲求であり、一部の者にとって、軍籍を得て生計と自己表現の場を獲得しようとする欲求であった。権力者に対して積極的に暴力を提供し、簡便な武力の供給源として機能することは、この欲求を実現することにつながった。

権力と暴力集団の親和的な関係は、こういった公認を軸とした相互関係の上に形成されたと考えられる。そして、この相互関係は「公的任務への参加」や「公権力による妥協、懐柔」という以上に、権力者による民衆の積極的な利用と、民衆による公認の享受という色彩が強い。両者の親和性の実態とはこのようなものだったのである。

本稿の冒頭に述べたイブン・ハムディーの盗賊団は、まさしくそのような民衆の暴力と権力との複雑な相互関係を象徴する存在であった。初期にはワーシト周縁の河川交通路で略奪活動を行っていた彼らは、やがてその暴力をもって、イブン・シールザードという権力者の財産収奪の一翼を担い、これによってアマーンを得、賜衣を授かり、軍籍に登録された。同時に彼らは、警察長官からタッワーブーンと見なされ情報提供者としての役割を期待された。しかし、このような公認によって「公」を背景に負った彼らは、かえってその略奪活動を激化させ、市中を混乱に陥れたのである。ここには当時の暴力集団と権力の相互関係の諸側面が凝縮されているといつても過言ではない。

軍事支配体制下のバグダードにおいては、奴隸軍団出身の大アミールやブワイフ家など、様々な武力集団が政治権力の掌握に動き、その権力を軍事力に裏付けられた政治力によって確立しようとしていた。そのような状況のなかでは民衆レベルの暴力集団の持つ暴力もまた重要な政治的・社会的因素として機能し得たし、権力側もま

た、彼らを積極的に利用する必要性を感じたのである。政治権力者が、公認によって彼らを「最後の軍事力」として公に組み込もうと試み、さらに軍事的な空白期や混乱期には武力の供給源として利用したことの意味はここにある。同時に、軍事制度の変質によって、軍籍を奪われた軍人予備軍が発生し、権力による公認を欲したこともまた、このような軍事支配体制のシステムが成立しつつあったことの結果のひとつであったであろう。

註

- (1) ここで民衆とは、アラビア語では主にアーンマ‘āmma と呼ばれ、一般に小売り商人や職人などの低所得層に浮浪者などの貧困層を含めた「街の人々」を指すと理解される。しかし史料中に現れる「民衆」は、あくまで漠然としたイメージとしての存在である。その実態は個々の騒乱や暴動によって大きな差違があり、時に中間階層や支配階層までをも含み得るものであったと考えるべきであろう。アーンマについては、S. Sabari, *Mouvements Populaires à Bagdad à l'Époque Abbasside IX-XI siècles*, Paris, 1981 ; Badrī Muḥammad Fahd, *al-Āmma bi-Baghdād fī al-Qarn al-Khāmis al-Hijrī*, Baghdad, 1967 ; ‘Adil Muḥī al-Dīn al-Ulūsī, *al-Ra'y al-Āmma fī al-Qarn al-Thārih al-Hijrī 198-295/813-907*, Baghdad, 1987 を参照。
- (2) 鳴田襄平『イスラムの国家と社会』岩波書店, 1978年, 第4章はアッバース朝の解体に伴う軍事支配体制の確立とイスラム世界の軍事化やイクター制について検討している。
- (3) 佐藤次高「バグダードの任侠・無頼集団」『社会史研究』第3号, 1983年, 103-105頁；S. Sabari, op. cit., p.90 ; Encyclopaedia of Islam (以下 E.I. と略記), New ed., FUTUWWA.
- (4) ‘Abd al-‘Azīz al-Dūrī ; *Dirāsāt fī al-‘Usūl al-‘Abbāsiyya al-Mutā’akhkhirā*, Baghdad, 1945 ; Badrī Muḥammad Fahd, op. cit., ; 佐藤次高, 前掲論文
- (5) 佐藤次高・清水宏祐・八尾師誠・三浦徹共著『イスラム社会のヤクザ』第三書館, 1994年, 27頁, 134頁。
- (6) H. Laoust, *Les Agitations Religieuses à Bagdad aux IV^e et V^e siècles de l'Hégire*, in *Islamic Civilisation 950-1150*, ed. D.S. Richards, Oxford, 1973 ; C.E. Bosworth, *The Medieval Islamic Under-*

- world*, 2 vols. Leiden, 1976 ; Cl. Cahen, *Mouvements Populaires et Autonomisme Urbain dans l'Asie Musulmane du Moyen Age*, ARABICA vols. 5-6, 1958-59 ; S. Sabari, op. cit.
- (7) Fahmī 'Abd al-Razzāq, *al-'Āmma fī Baghdād fī Qarnayn al-Thārih wa al-Rābi'* al-Hijrī, Beyrut, 1983.
- (8) *Sūlī*, pp. 243-245.
- (9) Muhammad Rajab al-Najjār, *Hikāyat al-Shuttār wa al-'Ayyār-ūn fī al-Tirāth al-'Arabi*, al-Kuwayt, 1981, p.63. 本書はイブン・ハムディーの盗賊団の他、アイヤールやハラーフィーシュ *harāfiṣh* など様々な集団がフトゥッワのイメージで義賊化されていく過程を検討した、意欲的な民衆文学研究である。
- (10) *Faraj*, IV, pp.238-240 ; ibid., pp.60-63 ; al-Duri, op. cit., p.284.
- (11) H. Kennedy, *The Prophet and the Age of the Caliphates*, London and New York, 1986. p.369.
- (12) *Sūlī*, p.250.
- (13) *Sūlī*, pp.255-256. イブン・シールザードの役職については、*Kāmil*, VIII, p.448 (AH334年).
- (14) *Sūlī*, p.259. 原文の「バグダードのアミール *amīr*」とはここでは警察長官を意味する。cf. *Kāmil*, VIII, p.416 (AH332年); イブン・シールザードとイスクールジュは共にトウーズーンの部下であるが、バグダードの実権はイブン・シールザードが握っていた。
- (15) *Miskawayh*, II, pp.51. 54-55. ミスカワイフはイスクールジュの名をイシュクールジュ *Ishkūruj* と伝えている。
- (16) *Kāmil*, VIII, p.416 (AH332年).
- (17) イブン・ハムディーがトウーズーンの命で処刑されていることは、イブン・シールザードとトウーズーンの間の政治的緊張を反映していると考えることもできる。前者はトウーズーンの死後、軍の支持により大アミール職に就いた。*Kāmil*, VIII, p.448 (AH334年).
- (18) *Faraj*, IV, p.239.
- (19) 逸話上の盗賊には「盗賊は、賄賂を取るハーキムや孤児の財産を食い荒らす裁判官よりました」と称する者も存在した。*Rāghib*, II, p. 189.
- (20) *Miskawayh*, II, p.84. 彼は *Hārūt* と *Mārūt* という2名の密告者を内偵に任じたという。これは主に軍の俸給を捻出するためであったが、商人階層の強い反発を呼んだ。
- (21) E.W. Lane, *Arabic-English Lexicon*, Edinburgh, 1863 によれば,

東洋学報

第七十七卷

三七六

tawba とは he returned unto God の意である。

- (22) *Muntazam*, VII, p.25.
- (23) *Kharāj*, pp.151-152, 171.
- (24) *Faraj*, III, p.398 ; IV, p.256 ; Muḥammad Ahmad ‘Abd al-Mawlā, *al-‘Ayyarān wa al-Shutṭar al-Baghādida fī al-Ta’rīkh al-‘Abbāsi*, New ed., Iskandariya, nd. p.30. n.53. このような逸話においては、神へのタウバが「現世の秩序社会への復帰」と結びつき、結果的に権力へのタウバとして表われることも多い。
- (25) *Muntazam*, VIII, p.79. sāhib al-ma‘una と sāhib al-shulta の関係については疑問が多く、専論の待たれるところである。ここでは便宜上、両者を「市中警備監督」と「警察長官」として区別しておく。
- (26) *Muntazam*, VIII, pp.73-74.
- (27) *Muntazam*, VIII, pp.78-79.
- (28) *Muntazam*, VIII, p.49.
- (29) Husayn ‘Atwān, *al-Shu‘arā’ al-Sa‘ālik fī al-‘Asr al-‘Abbāsi al-Awwal*, Beirut, 1988, p.77. 彼は *dīwān al-‘atā’* に登録され、俸給を与えられている。
- (30) *Murūj*, IV, pp.280, 282.
- (31) *Tabarī*, III, pp.2178-2179.
- (32) *Şütl*, pp.218-219.
- (33) *Miskawayh*, III, p.338 ; *Muntazam*, VIII, p.19.
- (34) *Miskawayh*, III, p.439. この時処刑されたアリ一家のアイヤールの1人は著名なターリブ家のナキーブである Abū Qirāt の孫 Abū al-Hasan Muḥammad であった。cf. al-Marwāzī al-Anṣārī, *al-Fakhri fī Ansāb al-Tālibiyīn*, ed. Mahdi al-Rajjā‘ī, Qum, AH1409, pp.125-126.
- (35) *Muntazam*, VIII, p.82 ; *Mir’ā*, pp.369-370.
- (36) *Miskawayh*, III, p.439.
- (37) *Tabarī*, III, pp.872, 1552 ; *Murūj*, III, pp.490-493 ; ‘Abd al-Mawlā, op. cit., pp.75-88 ; 佐藤次高, 前掲論文, 77 頁。
- (38) *Tabarī*, III, pp.1462-1463 ; *Tanbih*, p.361. これから判るように、この軍を構成するのは①旧正規軍の中枢を担ったアブナー, ②この時期にイスラーム化が進行しつつあった地域の出身者であり、おそらくは都市への流入入口であったアジャム, アルメニア人, および遊牧アラブ, そして③野盗, サアーリークなど暴力集団の3グループである。このことは軍事支配体制への転換と軍の変質によって「潜在的な暴力

集団」と化しつつあった人々の動向をよく反映している。彼らが新たに軍の中核を担うようになったアトラーク奴隸軍団に対抗する勢力であつたことも、これを裏付ける事実であるといえよう。

東洋学報

- (39) *Sūlī*, pp.89, 119.
- (40) *Miskawayh*, II, p.24; *Sūlī*, p.223; *Murūj*, III, p.493.
- (41) *Sūlī*, p.262.
- (42) *Miskawayh*, II, p.91; *Takmila*, p.151.
- (43) *Miskawayh*, II, pp.304-305; *Mir'a*, p.178.
- (44) *Miskawayh*, II, pp.308, 327, 341; *Kāmil*, VIII, p.637 (AH363), *Muntażam*, VII, 68.
- (45) *Tabarī*, III, pp.1816-1818, 1821-1833; *'Arib*, p.179; *Takmila*, p.218.
- (46) *Kāmil*, VIII, p.16 (AH296); E.I., New ed., AL-BARBAHĀRĪ.
- (47) *Muntażam*, VIII, pp.73-74.
- (48) *Sūlī*, p.224.
- (49) *Miskawayh*, II, pp.304-305; *Mir'a*, p.178.
- (50) *Tabarī*, III, p.1552; *Sūlī*, p.262; 'Abd al-Mawlā, op. cit., pp.83, 85-86.
- (51) *Faraj*, IV, pp.234-237. この話は、アリー・アッタヌーヒーの実体験談であるという点で、他の逸話と比してその史料価値が高いといえよう。
- (52) ムータシムの新軍団と私的軍事集団の創設については、拙稿「9世紀アッバース朝のアトラークと奴隸軍人」『史学雑誌』、第99編第6号、1990年に論じている。
- (53) このことは、①新軍団が旧軍団の本拠であるバグダードを離れたサーマッラーに軍営地を設けられ、他の階層と隔離されたこと、②アトラークと対立するムタワッキルの軍団にアブナーやアラブが参加していること、③アトラークがバグダードを包囲した際のバグダード軍のなかにアブナーの姿が見られることなどからもうかがわれる (cf. 註(38)および前出拙稿)。なお、この点の詳細に関しては、軍事支配体制の成立に関わる問題として、大アミール制の成立を視野に納めるかたちで別稿を準備中である。
- (54) *Sūlī*, pp.119-121.
- (55) *Miskawayh*, II, p.24.
- (56) *Sūlī*, p.223.
- (57) *Muntażam*, VIII, p.45. ウカイル朝の書記 al-Hayrī は館に「アイ

第七十七卷

三七四

ヤール風‘iyāra の振る舞いをする武装した歩兵」を駐留させて私闘に用いたという。

【主要な史料と略号】

- Miskawayh*; Miskawayh, *Tajārib al-Umam*, 2vols., al-Qāhirah, 1914-15.
- Muntażam*; Ibn al-Jawzī, *al-Muntażam*, vols. 5-10, Hyderabad, AH1359.
- Mir'a*; Sibt Ibn al-Jawzī, *Mir'a al-Zamān*, al-Hiqba AH345-447, Baghdād, 1990.
- Şūlī*; al-Şūlī, *Akhbār al-Rādi billāh wa al-Muttaqī lillāh*, Beyrut, 1983.
- Faraj*; al-Tanūkhī, *al-Faraj ba'da al-Shidda*, 4vols., Beyrut, 1978.
- Murij*; al-Mas'ūdī, *Murūj al-Dhahab*, 4vols., Beyrut, 1986.
- Tanbīh*; al-Mas'ūdī, *Kitāb al-Tanbīh wa al-Ishrāf*, Leiden, 1894.
- Kāmil*; Ibn al-Athīr, *al-Kāmil fī al-Ta'rīkh*, 13vols., Leiden, 1862.
- Tabarī*; al-Tabarī, *Ta'rīkh al-Rusul wa al-Mulūk*, 16vols., Leiden, 1879-1901.
- Takmila*; al-Hamadānī, *Takmila Ta'rīkh al-Tabarī*, Beyrut, 1958.
- 'Arib: 'Arib b.Sa'd al-Qurtubī, *Şila Ta'rīkh al-Tabarī*, Leiden, 1897.
- Kharāj*; Abū Yūsuf, *Kitāb al-Kharāj*, Beyrut, 1979.
- Rāghib*; Rāghib al-Isfahānī; *Muḥādarat al-Udabā'*, 2vols., Beyrut, 1961.